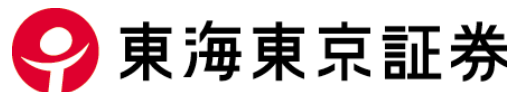


相続の基礎

～ 「相続」を学ぼう!! ～

生命保険金の非課税制度



資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

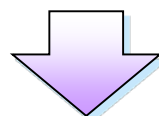
当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成28年12月時点の制度をもとに作成しており内容は将来変更となる可能性があります。
具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

生命保険金の非課税枠

◆ 生命保険金の非課税枠（相続税法12条）

「契約者（保険料負担者）＝被保険者」で支払われた死亡保険金を相続人が受取った場合

契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	支払保険金
被相続人	被相続人	相続人	死亡保険金



$$\text{非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

【例】相続人：配偶者と子供2人の計3人

👉 生命保険金：子供1人で1,500万円取得する場合 ⇒ 1,500万円全額非課税

👉 生命保険金：子供2人で各1,000万円（合計2,000万円）取得する場合
⇒ 子供1につき750万円×2人＝1,500万円非課税

※非課税枠を超える生命保険金が支払われる場合は、相続人の方が受取る生命保険金の金額の割合により非課税枠を按分します

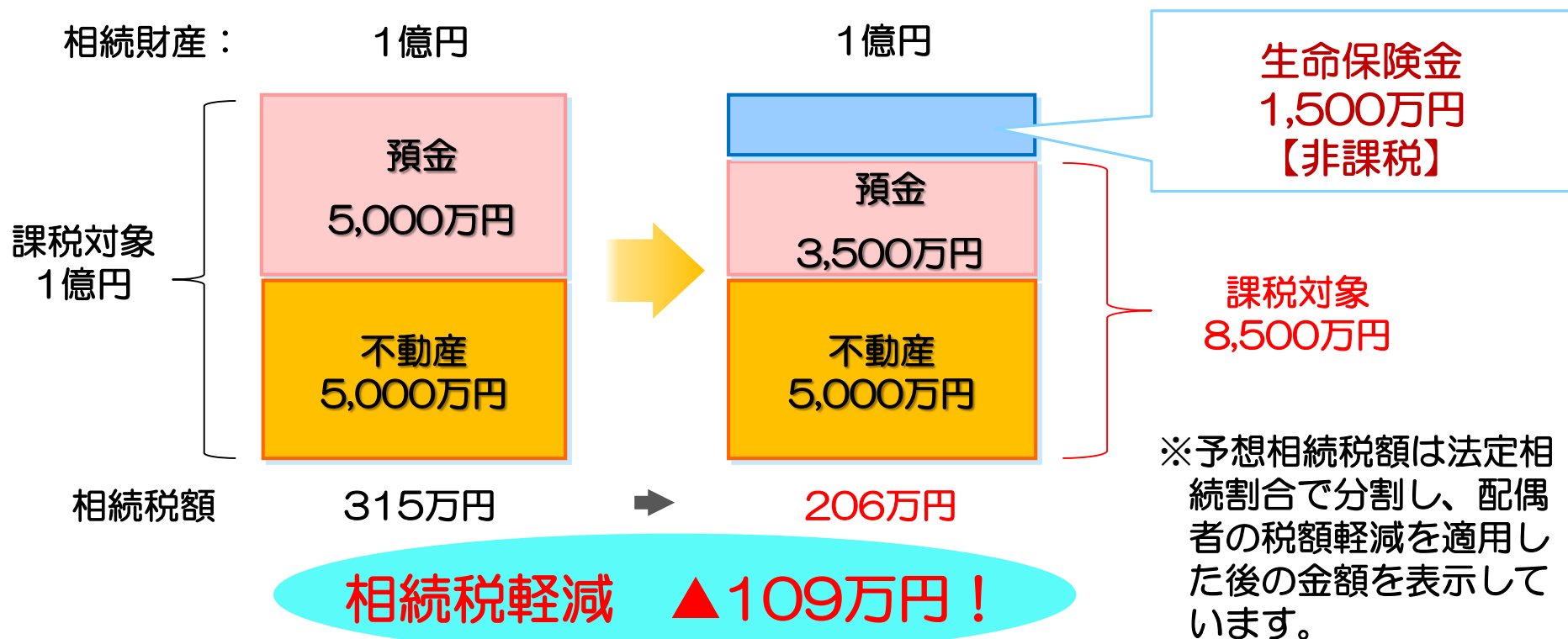
非課税枠の活用効果

【例】 相続人：配偶者と子供2人の計3人

相続財産：1億円（預金5,000万円、不動産5,000万円）

預金のうち、1,500万円を生命保険金で相続した場合

※「生命保険金の非課税枠」： $500\text{万円} \times 3\text{人} = 1,500\text{万円}$



どんな保険が適しているの？

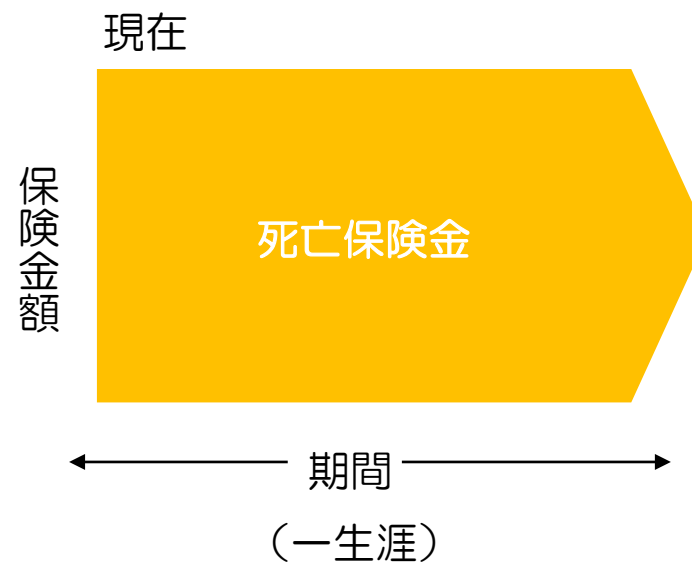
非課税枠の活用が目的であるならば、「終身保険」が適しています

終身保険とは

終身保険は死亡保障が一生続く保険です。

一生涯保障が継続するので、解約せずに継続すれば死亡時には保険金が支払われます。

そのため、非課税枠を活用するための保険として最適です。



「生命保険金非課税枠」チェックポイント

- ◆ ご自身の家族構成で、「生命保険金の非課税枠」はいくらになるのか
- ◆ 「生命保険金の非課税枠」の活用により、どのくらいの効果が見込まれるのか

【チェックポイント】



- ① 契約形態が、「契約者・被保険者が同一」「受取人が相続人」となる
生命保険契約になっているかどうか
- ② 一生涯の死亡保障（終身保険）での契約をされているか
- ③ 非課税枠の使い残しの確認
- ④ 配偶者の「生命保険金の非課税枠」の活用を忘れていないか（二次相続対策）

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。
金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 ： 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第 1 4 0 号

加 入 協 会 ： 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会